

新型コロナウイルス関連



EXTEND

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を日本政策金融公庫は取り扱っています。ここでは、国民生活事業における本制度を解説していきます（詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご確認ください）。ご利用いただける方は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方です。

- 1.最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- 2.業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- (1) 過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高
- (2) 令和元年12月の売上高
- (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

資金の使いみちは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金です。

上記のご利用いただける方、資金の使いみちの内容を改めて確認してみますと、前回の記事にてご指摘させていただきました内容が明確に記載されています。それは以下のような単語です。

- ・一時的な業況悪化
- ・中長期的に業況が回復し発展
- ・社会的要因等

つまり、融資先の事業性を日本政策金融公庫は評価するということです。次に、融資限度額は6,000万円（別枠）です。利率（年）は、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率▲0.9%、4年目以降は基準利率です。実はこの利率について、間違った報道がされています。それは、「政府は日本政策金融公庫などの無利子融資を拡充、地方銀行や信用金庫など民間経由の無利子融資も始める」などという内容です。利率におい



(株)エクステンド 事業性評価推進室長
野上 智之氏

広島県出身、公立大学法人北九州市立大学商学部経営学科卒業。

大手システム会社を経て、教育研修会社での新規部門立上げや西日本責任者としての実践により、収支損益の黒字化と人財育成がなければ、企業は元気にならないという強い信念のもと中小企業に特化した経営コンサルタントに転身。

現在も10社を担当し、各地でセミナーや研修を行っている。